

公開用

令和5年9月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和5年9月26日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和5年9月26日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	13時52分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
教育委員	金森 良泰
教育委員	秋山 早苗

VI 欠席委員 岡田 新司

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当部長	大野 明彦
学校教育部次長兼教育総務課長	成塚 淳一
学校教育部参事兼教育施設課長	寺林 敬峰
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山 宏樹
市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	澁谷 富雄
学校給食課長	柴山 伸之
教職員担当課長	瀬高 武夫
教育相談センター所長	山本 智英

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	佐藤 篤実
社会教育部参事(兼)社会教育課 生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長	野口 美明
社会教育部参事(兼)中央公民館長	矢野 仁史
文化財課長	中野 達也
郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五
中央公民館事業担当課長	川辺 孝

VIII 書記

教育総務課 総務担当主幹

林 亮平

教育総務課 総務担当主査

伊藤 知子

IX 署名委員の指名

金森委員

X 会議に附した議案

議案第46号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について

議案第47号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員
人事異動方針について

議案第48号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員
人事異動方針細部事項について

報告第53号 令和5年9月春日部市議会定例会について

XI 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから9月定例教育委員会を開会いたします。

初めに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第46号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について を議題とし、説明を求めます。

石塚館長、お願いします。

石塚教育総務課担当課長（兼）市民文化会館長

議案第46号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、提案理由 及びその主な内容について 説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。初めに、提案理由でございですが、インボイス制度の導入に伴い、様式の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。規則で定める領収書に、事業者名、事業者登録番号を追記するとともに、消費税の額を記入する欄を新たに設けるものでございます。議案書3ページをご覧ください。様式第2号その1「春日部市民文化会館使用料金領収書」におきまして、右下の合計金額の欄の1行であったものを、消費税10%が適用される金額の合計欄とそのうちの消費税額を記載する欄の2行を追加するとともに、左側の余白に、事業者名と事業者番号を記載するものです。

同様に、議案書4ページ及び6ページの領収書におきましても、消費税10%が適用される金額の合計欄とそのうちの消費税額を記載する欄の2行を追加し、余白に、事業者名と事業者登録番号を記載するものでございます。

領収書につきましては、公共施設予約システムから出力される様式もありますが、こちらは情報政策課がとりまとめているシステムであり、今回システム改修は行わないことから、手書きで対応している様式のみ改正するものです。

なお、公共施設予約システムから出力される領収書につきましては、不足している事項を記載した別紙を併せて発行する対応をするよう通知がありました。

また、公共施設予約システムは、令和7年度にはバージョンアップを予定しており、インボイス制度に対応した書類の発行が標準機能となる予定とのことです。

最後に、附則につきましては、施行期日を、令和5年10月1日からとするものとし、経過措置として、現在使用している用紙については、当面の間、これを取り繕って使用することができるものごさいます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第46号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第47号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について を議題とし、説明を求めます。

瀬高課長、お願いします。

瀬高指導課教職員担当課長

議案第47号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について、ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

本案は、令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事異動を実施するにあたり、埼玉県教育委員会の人事異動方針に基づき、本市の基本方針を策定し、学校教育の健全な発展と円滑な運営を期するとともに、適切な人事管理のもとに、教職員の適正配置を行い、教職員組織の充実を図ろうとするものごさいます。

続いて、9ページをご覧ください。1基本方針の内容ごさいます。昨年度から、文言の追加ごさいます。内容に大きな変更ごさいません。8点を基本方針を読み上げさせていただきます。

(1) 各学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

(2) 各学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動

を推進する。

(3) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、計画的に人事を進める。

(4) 春日部市の教育水準の向上を図るため、他市町村教育委員会との交流を積極的に推進し、長期的展望に立って、計画的かつ適正な異動を実施する。

(5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

(6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。

(7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。

(8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。以上になります。

県の方針を受けて、(6)の冒頭「役職定年後の教職員及び」の部分と(7)「管理職への」という部分が追加されております。

なお、役職定年とは、定年の段階的延長に伴う制度で、管理職が60歳に達した以後、次の4月1日に原則、管理職以外の職に降任等をさせる制度です。

次に、2転任・転補につきましては、(4)昨年度の「学校の気風を刷新し」という文言から、県の方針と同様に「学校の気風の停滞を防ぐとともに」に変更しました。

10ページの3登用、4人事交流についてでございますが、内容に関しましては、昨年度との変更点はございません。

なお、2の転任・転補のうち、「転任」とは市町村間の異動、「転補」とは、市内学校間の異動のことですので、補足させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

鎌田教育長

細かい文言の修正はあるものの、主な変更内容としては、定年延長に伴う役職定年に関する記載が、項目1(6)に追記されたということでございます。何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第47号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第48号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職

員人事異動方針細部事項について を議題とし、説明を求めます。

瀬高課長、お願いします。

瀬高指導課教職員担当課長

議案第48号「令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。本案は、先ほどの人事異動方針に基づき、実施内容をより具体的に定めるものでございます。こちらも、県の細部事項に沿ったものとなっております。

12ページをご覧ください。まず、1基本方針関係でございますが、(1)が新採用教職員、(2)が再任用職員について、でございます。(3)につきましては、先程説明させていただいた役職定年後の教職員に関することが追加となっております。役職定年後は、当分の間、市内の学校への配置を原則とします。

次に、2転任・転補関係について、でございます。

(3)原則として異動を行わない教員、事務職員、学校栄養職員については、ア同一校在職3年未満の者、イ産休・育休等を取得中及び妊娠中の者、ウ休職中の者でございます。

続いて、14ページの3が登用関係、4が人事交流関係、5がその他でございます。

5その他(2)につきましては、昨年度までは、「退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達して日以後における最初の3月31日」となっていました。定年延長に伴い、「定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。」という表現に変更しました。

それ以外の項目については、内容に関して、変更はございません。

教職員が意欲を持ち、その特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する「魅力ある学校づくり」に資するために、適正かつ効果的な人事異動を実施してまいります。なお、この人事異動方針及び細部事項につきましては、議決をいただきました後、各校長に提示する予定でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。私から2点確認させてください。1点目は転任と転補の違いについて説明してください。2点目は、勸奨退職は何歳までが対象となるのか教えてください。

瀬高指導課教職員担当課長

転任とは市町村間の異動、転補とは市内学校間の異動のことです。勸奨退職につきましては、59歳までが対象となっております。

鎌田教育長

他に何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第48号 令和6年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案どおり可決と決しました。

以上で議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第53号 令和5年9月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第53号 令和5年9月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書15ページの裏面、16ページを御覧ください。会期は、8月21日から9月20日までの31日間でありました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第71号、77号、86号の3件であり、すべて認定または原案のとおり可決されました。

次に、一般質問では、26人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、8人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。議会資料について、補足説明があればお願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

一般質問の中で、学校プールに関する質問がございました。学校プールの効率的利用に関する方針の内容に関する質問のほか、水泳学習の状況や学校プールの老朽化状況、水泳授業の民間委託の状況などについて質問がありました。また、今年度着手している基本構想についても質問がありましたので、その状況についてお答えさせていただいております。

鎌田教育長

中村議員からの一般質問を含め、市内校長研究協議会でも配付された、学校教育関係の一般質問をまとめた資料をお配りさせていただいたということですね。

他に何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

篠原学校教育部長

次回、10月定例会につきましては、10月17日、火曜日、午後2時00分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。

なお、定例教育委員会終了後には、午後4時から総合教育会議も予定されておりますので、そちらへの参加もよろしく申し上げます。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、9月定例教育委員会を閉会いたします。